

(資料4)

地域運営組織推進コーディネーター設置業務委託
企画提案競技審査基準

1 審査方法

- (1) 審査項目及び配点は、「2 審査項目及び配点」のとおりとする。
- (2) 審査委員は各企画について審査項目ごとに評価を行い、「3 評点基準」により、評点を付す。なお、「(4) 賃金水準の向上」及び「(5) 女性の活躍推進」については、「企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準（100点満点の場合）」に従い、評価点を与える。
- (3) 上記(2)の評点を合計し、合計点数が最も高い企画提案を行った者（以下「最高得点者」という。）を委託候補者として選定する。ただし、いずれの参加者の合計点も、満点（100点に審査した委員の数を乗じた点数）の5割に満たない場合は、委託候補者を選定しない。
- (4) 最高得点者が複数いる場合は、審査委員間で協議の上、委員長の判断により委託候補者を決定する。

2 審査項目及び配点

審査項目	審査の視点（配点）	配点計
(1) 企画力・専門性	①「コーディネーターの設置」に関し、選定理由には合理性があり、人数は妥当で候補者は適任か。（15点） ②「コーディネーターによる市町村訪問」に関し、実施方針、実施内容及び実施スケジュールは妥当か。（15点） ③「コーディネーターによる特定の市町村への伴走支援」のうち「潟上市天王湖岸地区」への支援に関し、実施方針、実施内容及び実施スケジュールは妥当か。（15点） ④「コーディネーターによる特定の市町村への伴走支援」のうち「湯沢市幡野地区」への支援に関し、実施方針、実施内容及び実施スケジュールは妥当か。（15点） ⑤「コーディネーターによる中間支援者確保・育成に向けた研修会の実施」に関し、実施方針、実施内容及び実施スケジュールは妥当か。（15点）	75点
(2) 実施体制	⑥コーディネーターの管理等に関する実施体制は適切か（10点）	10点
(3) 効率性	⑦実施内容も踏まえ、見積金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。（5点）	5点
(4) 賃金水準の向上に関する加点	「4 加点措置」に記載のとおり。	5点
(5) 女性の活躍推進に関する加点	「4 加点措置」に記載のとおり。	5点
合 計		100点

3 評点基準

委託業務が円滑に遂行できると考えられる場合を「普通」とし、委託業務が円滑に遂行できる上、更に優れた成果が期待できると考えられる場合を「優れている」、委託業務が円滑に遂行できないおそれがある場合を「劣っている」とする。

評 価	点 数		
	「審査の視点(配点)」 が 5 点の場合	「審査の視点(配点)」 が 1 0 点の場合	審査の視点(配点)」 が 1 5 点の場合
優れている	5 点	1 0 点	1 5 点
やや優れている	4 点	8 点	1 2 点
普通	3 点	6 点	9 点
やや劣っている	2 点	4 点	6 点
劣っている	1 点	2 点	3 点

4 加点措置

別添「企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準（1 0 0 点満点の場合）」に基づき措置する。

企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」
に係る取組の評価基準（100点満点の場合）

評価項目	設定区分例				配点	
	大区分	小区分				
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等 受給者一人当たりの平均 給与額又は役員を除く従 業員の給与等受給者一人 当たりの平均給与額の対 前年増加率	1.50%以上		3	最大 5	
		2.00%以上		4		
		3.00%以上		5		
	「パートナーシップ構築 宣言」の作成・公表			0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定 ・届出	従業員数100人以 下の企業	女活法 ※2	各	最大 0.5	
			次世代法 ※2	0.25		
	えるぼしチャレンジ企業認 定 ※1			1	最大 3	
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5		
			プラチナえるぼし	2		
		次世代法 ※2	くるみん	1.5		
			プラチナくるみん	2		
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール		0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1	
		女性の活躍推進企業表彰 ※3				
		子ども・子育て支援知事表彰 ※3				
男女共同参画社会づくり表彰						

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。